

青森市物品修繕契約標準約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、発注者が提示した仕様書、図面等に従い、この契約（この契約書を内容とする物品の修繕契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

(契約保証金)

第2条 受注者は、契約を締結する際に、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付又は契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供をしなければならない。ただし、契約保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。

2 発注者は、受注者がこの契約を履行したときは、受注者の請求により遅滞なく前項の契約保証金等を受注者に還付するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

4 受注者は、第1項の契約保証金の納付又は契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供に代えて、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約による保証を付すことができる。この場合において、当該保証は第12条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利の譲渡等の制限)

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(納入通知及び検査)

第4条 受注者は、この契約の目的物（以下「修理物品」という。）を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けた日から10日以内の発注者が指定する日に、その指定する場所において、受注者の立会いの上、受注者が納入しようとする修理物品の検査を行うものとする。

3 前項の検査に合格しなかった場合は、受注者は、遅滞なく納入しようとした修理物品を引き取り、発注者の指定する期日までに補修した修理物品を納入しなければならない。

4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(引渡し)

第5条 受注者は、前条の検査に合格したときは、発注者の指定する場所において、発注者に修理物品の引渡しをするものとする。

(所有権の移転等)

第6条 修理物品の所有権は、前条の引渡しがあったとき、発注者に移転するものとする。

2 前項に規定する所有権の移転の前に生じた損害は、発注者の故意又は重大な過失による場合を除き、すべて受注者の負担とする。

(契約不適合責任等)

第7条 発注者は、納入された修理物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、修理物品の修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又は当該履行の追完と併せて損害の賠償を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相応な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することがで

きる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 納入された修理物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受け見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 発注者は、納入された修理物品に関し、第5条の規定による引渡しを受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 4 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び次項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 6 発注者は、修理物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第3項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

（代金の請求等）

第8条 受注者は、修理物品の所有権が発注者に移転した後、契約書記載の金額をその代金として適法な請求書により発注者に請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求があった日から30日以内に、受注者に対して支払うものとする。

（納入期限の延長）

第9条 受注者は、天災その他やむを得ない事由により納入期限までにこの契約を履行することができないときは、遅滞なくその事由を記載した書面を発注者に提出し、納入期限延長の承認を得なければならない。

（遅延損害金）

第10条 受注者は、その責めに帰する理由により納入期限までに修理物品を納入しなかった場合は、納入期限の翌日から納入した日数に応じ、その修理物品の金額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（以下「遅延利率」という。）を乗じて計算して得た金額を遅延損害金として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延損害金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その金額又は端数を切り捨てるものとする。

- 2 発注者の責めに帰する理由により、第8条第2項の規定による支払いが遅れた場合においては、受注者は、遅延日数に応じ、その未払額につき遅延利率を乗じて計算して得た金額を遅延利息として発注者に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

（発注者の催告による解除権）

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履

行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 納入期限までに修理物品を納入しなかったとき、又は納入する見込みがないと認められたとき。
- (2) 正当な理由なく、第7条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。
(発注者の催告によらない解除権)

第11条の2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者が第3条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせたとき。
- (2) 受注者が修理物品を納入することができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者が修理物品の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者がその債務の一部の履行が不能である場合又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 修理物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 受注者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に代金債権を譲渡したとき。
- (8) この契約に関して、次のいずれかに該当したとき。
 - イ 公正取引委員会が、受注者又は受注者を構成員に含む事業者団体に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該命令が確定したとき（受注者が当該排除措置命令の名宛人となっていない場合にあつては、当該排除措置命令の名宛人に対する当該排除措置命令の全てが確定したとき）。
 - ロ 受注者が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。
 - ハ 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員を含む。）又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条の罪又は独占禁止法第89条の罪を犯し、刑に処せられたとき。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）

又はその使用人が暴力団員であると認められるとき。

- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 物品修理の請負契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を物品修理の請負契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(違約金)

第12条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、契約保証金等を免除したものであるときは、契約金額の100分の10に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として受注者から徴収する。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 前2条の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、第2条第1項の契約保証金等は、違約金として、発注者に帰属するものとする。
- 4 発注者は、第1項に規定する違約金の額を超えた額の損害が生じたときは、その超えた額を損害賠償金として徴収するものとする。

(賠償の予定)

第13条 受注者は、第11条の2第8号イからハまでのいずれかに該当するときは、次に掲げる場合を除き、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。引渡しが終了した後も同様とする。

- (1) 第11条の2第8号イに規定する排除措置命令若しくは納付命令又は同号ロに規定する裁判の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合
 - (2) 第11条の2第8号ハのうち、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合
- 2 発注者は、前項に規定する賠償金の額を超えた額の損害が生じたときは、その超えた額を徴収するものとする。

(協議事項)

第14条 この約款に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。